令和4年度[第1四半期]随意契約の結果(500万円以上の工事、物品、委託)

会計管理局

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
	子調達システム機器 更新等業務委託	物品・役務電子調達システムの機器の更新・ソフトウェアの更新 等業務		日本電気株式会社 滋賀支店		本業務は当該システムに係る既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務を調達する場合に該当し、現行システムの開発・導入を行った既契約特定役務の調達の相手方と県が知的財産権を有しており、その者以外の者では更新作業やシステム障害の対応ができないことから、その者以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。	2	31